

■一般名処方加算について

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載)を行う場合があります。それによりで医薬品の供給が不安定な状況でも、薬局において有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、円滑にお薬が受け取れるようになります。趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

■生活習慣病管理料

令和6年6月1日から、高血圧症、脂質異常症、糖尿病のいずれかを主病名とする場合、『生活習慣病管理料』を算定します。

患者さまには個々に応じた目標設定や具体的な指導内容を記載した「療養計画書」を同意のもと作成し、実効性のある指導管理を行ってまいります。(血液検査結果は計画書の添付資料として随時書面にて提供いたします。)

また、患者さまの状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上の長期処方やリフィル処方せんを発行することも可能です。

■夜間早朝等加算

下記の時間に受付された場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、夜間早朝等加算として50点を診療料に加算させていただきます。

- ・土曜日 12時以降

■ニコチン依存管理料

禁煙のためのサポートを行う、禁煙外来を行っております。

建物内及び駐車場などの敷地内は全面禁煙です。ご理解をお願いいたします

■ベースアップ評価料について

令和8年6月1日から下記のベースアップ評価料を算定しています。

これは医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、物価高騰の中、安心して職務に従事することを目的として診療報酬の中に設けられた評価料です。

何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

- ・入院ベースアップ評価料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料

算定対象：初診時、再診時、訪問診療時、入院時

■物価対応料

令和8年度の診療報酬改定に伴い、令和8年6月1日から入院、外来、訪問診療において、昨今の物価高騰(医療材料費・水道光熱費等)へ対応するため、厚生労働省の規定に基づき、『物価対応料』を算定しております。

■在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2に規定する遠隔モニタリング加算

睡眠時無呼吸症候群の患者さまに対し、通信機器を用いた遠隔モニタリングを実施し、適切かつ継続的な指導管理を行っています。

■持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

令和8年6月1日より在宅持続陽圧呼吸療法(CPAP療法)の指導管理について、より一層の管理の質の向上と適切なモニタリングを行う体制を整え、厚生労働省の定める施設基準を満たしているため『持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算』を算定しております。